第十一条　新規中小企業者は、前条第一項の確認に加え、次のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一・二　［略］

2　［略］

3　都道府県知事は、第一項の確認をしないときは、同項の確認の申請の日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の新規中小企業者に対して、様式第五によりその旨を通知するものとする。

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認）

第十二条　法第七条の規定による確認を受けようとする法第六条に規定する特定新規中小企業者は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（第十条第一項の確認を受けた特定新規中小企業者が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、様式第六による申請書一通を都道府県知事に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該特定新規中小企業者（第十条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ～ハ　［略］

ニ　基準事業年度の直前事業年度又は設立後最初の事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（第九条第一号イに掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）

ホ～ト　［略］

チ　組織図（第九条第一号ロ又はハに掲げるものに該当するものであることを証する場合に限る。）

リ　［略］

二　当該特定新規中小企業者（前条第一項の確認を受けたもの（同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転していないものに限る。）に限る。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ　第十条第四項の確認書（第一項の規定による確認の申請が行われた日の属する事業年度において交付されたものであって、基準日以前に交付されたものに限る。）

ロ　基準日において第九条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当する旨の様式第八による宣言書

ハ　［略］

三　［略］

3　第一項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が民法組合等（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合をいう。）を通じて取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、前項各号に掲げる書類（同項第三号ロに掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二　［略］

第四条の二　新規中小企業者は、前条第一項の確認に加え、次のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第一の二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一・二　［略］

2　［略］

3　都道府県知事は、第一項の確認をしないときは、同項の確認の申請の日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の新規中小企業者に対して、様式第三の二によりその旨を通知するものとする。

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認）

第五条　法第七条の規定による確認を受けようとする法第六条に規定する特定新規中小企業者は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（第四条第一項の確認を受けた特定新規中小企業者が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、様式第四による申請書一通を都道府県知事に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該特定新規中小企業者（第四条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ～ハ　［略］

ニ　基準事業年度の直前事業年度又は設立後最初の事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（第三条第一号イに掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）

ホ～ト　［略］

チ　組織図（第三条第一号ロ又はハに掲げるものに該当するものであることを証する場合に限る。）

リ　［略］

二　当該特定新規中小企業者（前条第一項の確認を受けたもの（同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転していないものに限る。）に限る。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ　第四条第四項の確認書（第一項の規定による確認の申請が行われた日の属する事業年度において交付されたものであって、基準日以前に交付されたものに限る。）

ロ　基準日において第三条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当する旨の様式第五による宣言書

ハ　［略］

三　［略］

3　第一項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この条において同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、前項各号に掲げる書類（同項第三号ロに掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二　［略］